## (4) その他の公共調達における項目設定の事例

	(4) その他の公共制建における項目設定の事例		
	都道府県名	岩手県	福島県
	担当部課名	出納局用品担当	出納局入札用度課
	連絡先	019-629-5966	024-521-1111(内3739)
1	導入時期	平成20年4月	平成18年4月
2	項目	子育てにやさしい企業の認証を受けている企業からの優先 的な物品調達	福島県次世代育成支援企業からの優先的な物品調達
3	概要	「物品購入等に係る優先的取扱いに関する要領」に基づき、 出納局所管の物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録 のある者のうち子育でにやさしい企業の認証を受けた者につ いて、随意契約により物品調達を行う場合に、他の登録企業 に優先して選定する優遇措置を実施	「福島県次世代育成支援企業認証制度要綱」に基づき認証を受けた企業のうち、出納局所管の物品調達における競争入札参加資格者名簿に登録のある企業について、指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う場合に、他の登録企業に優先して指名(選定)する優遇措置を実施
4	申請等に必要な書類		次世代育成支援企業認証書
5	実施に当たって留意・工夫した点		・「公平な競争による物品調達」という原則とのバランスに留意している。 ・指名競争入札の場合、通常の指名者数に優先枠として2者程度を追加。随意契約の場合、2人以上の者から見積書を徴するときは、1人以上を他の者に優先して選定する。また、1人から見積書を徴する時には、他の者に優先して選定する機会を多くする。
6	取組の実績・効 果		(平成23年度実績) ①該当企業 41社 ②選定回数 392回 うち契約件数 79回(契約額 39,419千円)
7	今後の課題	県庁内部での制度利用促進の働きかけ	
8	その他特記事項		平成20年度以降入札案件については、原則として条件付一般競争入札により実施しており、対象は随意契約案件(原則160万以下)となる。
9	参考URL	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=958&of=1&ik=3&pnp=6 9&pnp=958&cd=10152	http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet? DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTE NTS_ID=15074#buppin

	3 4			
都道府県名		新潟県	富山県	
	担当部課名	県民生活・環境部 男女平等社会推進課	生活環境文化部男女参画・ボランティア課	
	連絡先	025-280-5141	076-444-3137	
1	導入時期	平成23年4月	平成23年4月	
2	項目	ハッピー・パートナー企業調達事業者からの優先的な物品調 達	男女共同参画推進事業所からの優先的な物品調達	
3	概要	・ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)のうち、男女共同参画の取組が特に優れている企業等を「ハッピー・パートナー企業調達事業者」として登録する。・県は、少額随意契約を行う際、「ハッピー・パートナー企業調達事業者」を契約の相手方とするよう努める。また、指名競争入札(物品の購入又は物品の製造の請負契約に限定)を実施する場合、指名業者に追加選定するよう努める。	・指名競争入札または少額随意契約を行う場合に、通常の 指名業者等に1者以上の男女共同参画推進事業所を追加す ることに努める。 ・1者からの見積り徴収により調達が可能なものについては、 男女共同参画推進事業所を優先的に選定するよう努める。	
4	申請等に必要な書類	・ハッピー・パートナー企業調達事業者登録申請書 ・男女共同参画の推進に関する取組項目審査票 ・上記申請書類の記載内容を確認するための添付資料	<ul><li>・男女共同参画推進事業所登録申請書</li><li>・男女共同参画推進事業所の認定証の写し</li></ul>	
5	実施に当たって 留意・エ夫した点	県庁内の他の物品等調達制度(障害者多数雇用、エコ事業者等)との整合	男女共同参画推進事業所募集のチラシに優遇措置について 記載している。	
6	取組の実績·効 果	「ハッピー・パートナー企業調達事業者」に6社登録 (平成24年4月1日現在)		
7	今後の課題	・「ハッピー・パートナー企業調達事業者」の登録数の増加 ・県庁内での制度利用実績増加への働きかけ		
8	その他特記事項	〇ハッピー・パートナー企業調達事業者の要件 次のいずれにも該当する者であって登録を受けた者 ①中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業であって、 県内に事務所又は事業所を有すること ②ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)に登録していること ③男女共同参画の推進に関する取組項目に9項目中5項目 以上該当していること。 ④ 県入札参加資格者名簿に登載されている又はそれと同等 の資格を有すると認められること(入札参加資格審査と同等 の審査を実施)	〇チーフ・オフィサーは、原則として富山県内にある事業所の 役員またはそれと同等の役職にある者で、男女共同参画の 推進に関して熱意を有する者の中から、事業所の代表者の 推薦により知事が委嘱。チーフ・オフィサーは1事業所につき 1名 〇委嘱されたチーフ・オフィサーを核に、女性の管理職への 登用促進、仕事と家庭の両立支援など、具体的な取組みや 成果が認められる事業所を、「男女共同参画推進事業所」と して認証	
9	参考URL	http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/1301432532248.htm 	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1803/kj00003077-003- 01.html	

		T	4
都道府県名		富山県	
担当部課名		商工労働部労働雇用課	商工労働部労働雇用課
	連絡先	076-444-3257	076-444-3257
1	導入時期	平成18年4月	平成19年4月
2	項目	仕事と子育で両立支援企業からの優遇的な物品調達	仕事と子育で両立支援企業に対する清掃、設備保守業務等 の競争入札参加資格における加点
3	概要	・指名競争入札では、通常の指名に仕事と子育で両立支援企業(一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届け出た企業)を1名以上追加して指名する。 ・随意契約(見積競争)では、2名以上の見積指名を行う際に、仕事と子育で両立支援企業を1名以上追加して指名する。 ・随意契約(1名による見積)では、仕事と子育で両立支援企業を優先的に選定するよう努める。	・一般事業主行動計画を富山労働局長に届け出た50人以下 の企業: 2点/80点 ・男女共同参画推進事業所の認証取得している企業: 2点/ 80点
4	申請等に必要な 書類	・仕事と子育で両立支援企業登録申請書 ・一般事業主行動計画策定・変更届の写し	・一般事業主行動計画策定・変更届の写し ・男女共同参画推進認証事業所であることを証する書類の 写し
5	実施に当たって 留意・エ夫した点		
6	取組の実績・効 果		
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1803/kj00003077-002- 01.html	

5			6	
都道府県名		静岡県	愛知県	
	担当部課名	健康福祉部こども未来課	県民生活部社会活動推進課男女共同参画室	
	連絡先	054-221-2037	052-954-6179	
1	導入時期	平成23年10月	平成17年4月	
2	項目	静岡県次世代育成支援企業に対する庁舎等監理業務の競 争入札参加資格における加点	指定管理者公募選考における男女共同参画項目の設定	
3	概要	静岡県次世代育成支援企業の認証を受けている場合:5点	愛知県女性総合センター(ウィルあいち)の指定管理者の選考の審査基準において、「男女共同参画推進の取り組み状況」を独立した項目として設定し、評価している。また、他の施設の指定管理者の審査基準においても、「社会的価値への取組(障害者雇用・男女共同参画・環境問題等)」の項目を設け、評価している。 ※選考基準の項目、配点について統一的な基準はない	
4	申請等に必要な 書類			
5	実施に当たって 留意・エ夫した点	①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出 ②育児・介護体暇等制度の導入(就業規則又は労働協約への規定) ③くらし・環境部男女共同参画課が行っている「男女共同参画社会づくり宣言」 ④県が必要最低限として設定する、職場環境づくり等の関係項目すべての充足の4項目を認証要件としており、それぞれの項目を所管する部署が共同して審査を行っている。		
6	取組の実績・効 果	認証企業は、平成24年3月までに5件となっている。	指定管理者となる者は、実施事業だけでなく、自ら男女共同 参画を推進することが必要であることが周知できた。	
7	今後の課題	認証制度の推進にあたっての課題は、以下のとおり・一層の制度の周知・認証の際の企業等の規模及び業態の勘案・認証企業のメリット拡充	引き続き評価項目として設定し、男女共同参画の推進が図られる企業等を増やしていきたい。	
8	その他特記事項	〇仕事と生活が両立できる環境の実現に向けた取組として、働き方の見直しや仕事と子育て等の両立を図るための職場環境づくりを推進し、さらに、男女がともに能力を発揮できる男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んでいる企業を知事が認証し広く紹介する。(次世代育成支援対策の推進施策として、次世代育成支援施策を所管する部署が中心となり制度を創設) 〇認証企業には別添のロゴマークの使用を認め、企業が名刺、ホームページ、自社製品等に表示することにより、企業のイメージアップにつながることを期待している。		
9	参考URL	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/jisedai- kigyou.html		

	6 7			
都道府県名		愛知県	滋賀県	
	担当部課名	産業労働部労働福祉課	会計管理局管理課	
	連絡先	052-954-6360	077-528-4312	
1	導入時期	平成23年5月	平成22年11月	
2	項目	プロポーザル方式の審査項目における加点	プロポーザル方式、総合評価一般競争入札方式における評 価の加点	
3	概要	プロポーザル方式による委託先選定における審査項目で、「ワーク・ライフ・バランスの取組状況」として「愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録の有無」を設定:2点	・プロポーザル方式や総合評価一般競争入札方式における 社会政策面評価の一つとして、「滋賀県ワーク・ライフ・パラン ス推進企業の登録」と「次世代法に基づく基準適合一般事業 主として厚生労働大臣の認定」を加えた。 (ただし、プロポーザルにおいて指名する業者の全部または 一部が県外に本社を有する者である場合等は付加しないこともできる。) ・評価点の配分は、特に定められていないため、適切な配分 となるよう各所属において決定することとなっている。	
4	申請等に必要な書類			
5	実施に当たって留意・工夫した点			
6	取組の実績・効 果	以下のプロポーザル方式の事業で実施 ・事業所内保育の実態調査及び情報提供業務委託事業 ・ワーク・ライフ・バランス企業紹介業務委託事業		
7	今後の課題	今後、プロポーザル方式による委託先選定における「愛知県 ファミリー・フレンドリー企業」を評価する仕組みの導入につい て、全庁的に広げていきたい。		
8	その他特記事項	○ファミリー・フレンドリー企業登録要件 ・次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ていること ・育児・介護休業法を遵守した就業規則、規程等が整備されていること ・一般事業主行動計画に定めた取組目標や規則等で定めた子育て支援制度の公表に同意すること		
9	参考URL			

		8	9
	都道府県名	京都府	鳥取県
	担当部課名	府民生活部男女共同参画課	企画部男女共同参画推進課
	連絡先	075-414-4292	0857-26-7792
1	導入時期	平成20年2月 ※平成21年度事業のプロポーザルを前年度に実施	・平成17年11月:建設工事の指名業者選定における加点(平成19年度の格付けから適用) ・平成19年4月:物品調達等における配慮措置 ・平成19年4月:物品調達等における配慮措置 ・平成19年8月:測量等業務における指名業者選定における加点 ・平成21年4月:指定管理者選定時の審査項目に男女共同 参画推進企業の認定を追加
2	項目	「京都府女性の船事業」委託先業者選定のためのプロポー ザルの審査における加点	「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」に係る各種優遇措置
3	概要	・プロポーザル方式の審査において、参加業者の男女共同参画の取組状況に加点 ・男女共同参画の取組状況は、以下の項目を総合的に判断 ①従業員及び管理職の女性比率 ②次世代育成支援対策推進法第12条に基づく「行動計画」 策定状況及び同法第13条に基づく認定状況 ③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取 組 ④セクシュアル・ハラスメント防止のための取組 ⑤男女が個人として能力を発揮できる機会が確保される取 組	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を知事が認定する「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」(平成16年2月創設)により認定を受けた企業に対して、以下の優遇措置を実施①建設工事の指名業者選定における加点(建設工事入札参加資格者の格付けにおける主観点数への加点):5点/380点②物品調達等における配慮措置・物品調達等における配慮措置・物品調達の入札(見積)において、通常の見積依頼業者数に認定企業等を1者追加する。・役務・委託(公共工事関係を除く。)調達の入札(見積)において、通常の指名・見積依頼業者数に認定企業等を1者追加する。 ③測量等業務における指名業者選定の採点における加点:2点/132点 ④指定管理者選定時の審査項目に鳥取県男女共同参画推進企業の認定を追加
4	申請等に必要な書類	男女共同参画に関する取組状況(所定様式)	
5		有識者やNPO関係者等からなる事業企画委員会の意見を 聴いて項目を設定	・県の男女共同参画に関する施策について関係行政機関相互の緊密な連携を図るための「鳥取県男女共同参画行政推進会議」(座長・副知事、委員・各部局長ほか)などで、認定企業への優遇措置について具体的な検討を全庁的に行った。 ・県土整備部(工事契約等所管)などと協力しながら、商工団体や建設業界などへの説明会や意見交換会を実施し、制度の周知、説明を行った。
6	取組の実績・効 果	・「京都府女性の船事業」で実施 ・プロポーザル参加業者の男女共同参画に関する理解と取 組の促進に効果があると考えている。	認定企業数は450社を超え、県内全域に広がっている。 優遇措置をきっかけに、制度を理解し、男女共同参画の推 進に取り組んでいただいている企業も多い。
7	今後の課題	仕事と介護の両立に関する取組等を、具体的な項目として盛 り込む。	認定企業が社会的に評価される環境づくり、インセンティブの 充実などにより、企業の自主的な認定取得を促進する必要 がある。
8	その他特記事項	〇京都府女性の船事業 地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や職場でさらに 能力を発揮したい女性に学習・交流の機会を提供し、ネット ワークの構築を図り、男女共同参画による豊かな京都府づく りを目指す。	
9	参考URL		http://www.pref.tottori.lg.jp/58198.htm

9		9	10	
都道府県名		鳥取県	島根県	
	担当部課名	商工労働部雇用人材総室労働政策室	環境生活部 環境生活総務課	
	連絡先	0857-26-7231	0852-22-5245	
1	導入時期	平成24年1月	平成23年4月	
2	項目	公共職業訓練の委託先の選定における配慮措置	庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加 資格における加点	
3	概要	県立高等技術専門校から民間教育訓練機関に指名競争入 札の総合評価落札方式により委託して実施する公共職業訓 練の委託先の選定にあたり、鳥取県男女共同参画推進企業 の認定、障がい者雇用(内容:障害者雇用率の達成)、家庭 教育支援の実績(内容:鳥取県家庭教育推進協力企業)が ある場合に加点 :5点(3項目)、3点(1,2項目)/100点	一般事業主行動計画の策定及びこっころカンパニー認定状況 〇策定義務のある雇用主が策定していない場合・・・・- 5点 〇策定義務者が策定している場合・・・・ 0点 〇策定義務者が策定し、かつ、こっころカンパニーの認定を受けている場合・・・ 5点 〇策定義務のない者が策定している場合・・・ 2点 ○策定義務のない者が策定し、かつ、こっころカンパニーの認定を受けている場合・・・・ 5点 / 100点	
4	申請等に必要な書類		こっころカンパニー認定証写し	
5	実施に当たって 留意・エ夫した点			
6	取組の実績・効 果	項目設定後新たに3社が鳥取県男女共同参画推進企業の 認定を受けた。		
7	今後の課題			
8	その他特記事項			
9	参考URL		http://www.pref.shimane.lg.jp/kanzai/seisou/	

		11	12
	都道府県名	岡山県	広島県
	担当部課名	土木部監理課	会計管理部会計総務課
	連絡先	086-226-7463	082-513-2315
1	導入時期	平成20年4月	平成24年1月
2	項目	指名競争入札参加資格における加点	入札参加資格者名簿に広島県仕事と家庭の両立支援企業 登録の有無を記載
3	概要	社会・地域貢献(男女共同参画) ・女性技術者雇用:1名以上雇用の場合:+4点 ・育児・介護休業規定:+4点 (上限+8点)	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録の有無を入札参加 資格者名簿上で確認できるようにしている。 なお、入札参加資格における格付等を行っていないため評 価項目、配点一覧等は作成していない。
4	申請等に必要な書類	・国家資格を証明する書類の写し ・就業規則の写し	
5	実施に当たって 留意・エ夫した点		
6	取組の実績・効 果		入札参加資格者名簿登録者数:3619 うち仕事と家庭の両立支援企業登録者数:80
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL		

		13
都道府県名		山口県
担当部課名		会計管理局会計課
連絡先		083-933-3915
1	導入時期	平成19年10月
2	項目	政策入札制度における男女共同参画等の項目設定
3	概要	・業務委託契約に係る指名競争入札において、県の政策課題に寄与する取組を行っている県内事業者を評価し、当該事業者(政策入札登録事業者)を優先して指名する「政策入札制度」を実施している。 ・評価項目: ・男女共同参画推進事業者の認証を受けていること:3点・一般事業主行動計画を策定し労働局に届け出ていること:3点・2世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けていること:3点/100点
4	申請等に必要な書類	・認証書の写し ・一般事業主行動計画の写し ・基準適合一般事業主認定通知書の写し
5	実施に当たって 留意・エ夫した点	
6	取組の実績・効果	政策入札登録事業者の状況 ・対象事業者数:846者 ・登録事業者数:201者 (内、男女共同参画推進事業者として申請のあった事業者数:15者)
7	今後の課題	登録事業者数の更なる増加に向けた取組が必要
8	その他特記事項	
9	参考URL	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a25100/nyusatsu/seis aku.html